

諮問庁：国立研究開発法人情報通信研究機構

諮問日：平成29年4月13日（平成29年（独情）諮問第19号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（独情）答申第15号）

事件名：特定事案に係る「職員に対する懲戒処分について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書9（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月14日付け情通機総第1703130010号により国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）非開示部分の特定

非開示部分の表記を欠いており、理由の提示義務を果たしていない。

##### （2）非公開の不要性

###### ア 職員の事務を理由としているもの

どこの部分が非公開になっているか、まったく明らかではない上に、「職員の事務に係るものである」としても直ちに「公にすることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えないから、不適切な理由の提示である。

###### イ 個人の権利利益を害するおそれを理由としているもの

どこの部分が非公開になっているか、まったく明らかではない上に、誰のいかなる利益が害されるおそれがあるのか不明であり、不適切な理由の提示である。

###### ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれを理由としているもの

どこの部分が非公開になっているか、まったく明らかではない上に、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがなぜ生じるのか不明であり、不適切な理由の提示である。

### (3) 違法な教示

行政事件訴訟法の規定により、機構を被告として東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる旨の教示がなされているが、原告の普通裁判籍の所在する高等裁判所本庁の地方裁判所にも処分の取消しの訴えを提起することができるところ、当該教示を欠いているから、違法な教示であると言わざるを得ない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 事案の概要

本件開示請求は、機構職員が特定年月日に特定事件で逮捕された件についての懲戒処分に関する文書及び審査内容についての文書の開示を求めるものであり、機構は本件対象文書を下記2のとおり特定し、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する原処分を行った。

これに対し審査請求人から法人文書開示の実施前に、上記第2の2の理由により原処分を取り消すことを求める審査請求が行われた。

### 2 本件対象文書の概要

本件対象文書は、機構職員が特定事件で逮捕された件における懲戒処分の起案文書である。

- ① 職員に対する懲戒処分について（起案文書鑑）
- ② 別紙1 事案と処分（案）
- ③ 別紙2 懲戒処分（案）
- ④ 参考1 弁明辞退書
- ⑤ 参考2 弁明通知書
- ⑥ 参考3 懲戒審査委員会資料
- ⑦ 参考4 所属長からの報告書及び顛末書
- ⑧ 参考5 懲戒規程
- ⑨ 参考6 有期雇用職員就業規則（抜粋）

### 3 原処分及びその理由

機構は、本件対象文書のうち次に該当する部分を除き開示する旨の原処分を行った。

①については、職員の事務に係るものであり、公にすることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある法5条4号に該当する部分。

②～⑤については、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利義務を害するおそれのある法5条1号に該当する部分。

⑥～⑦については、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利義務を害するおそれのある法5条1号に該当する部分及び人事管理に係る事務に関し公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれのある法5条4号へ

に該当する部分。

また、個人に関する情報の一部については、過去に新聞報道等がされたものであるが、当該報道等からすでに1年半以上の期間が経過していることから、法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

⑧～⑨については、全てを開示としているため、次項の検討については、⑧～⑨については省略する。

#### 4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、①～⑦の文書における不開示部分について「どこの部分が非公開になっているか、まったく明らかではない」旨主張している。本審査請求は、法人文書の開示前に行われたが、不開示部分は法人文書の開示により明らかになっている。

審査請求人は、①の文書については、「公にすることにより、当該事務に支障を及ぼすおそれがある」とは言えないから不適切な理由の提示であると主張しているが、不開示部分は、当該業務の起案者の電話番号であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人は、②～⑤の文書については、誰のいかなる利益が害されるおそれがあるか不明であり、不適切な理由の提示であると主張しているが、不開示部分は、職員の氏名、職名、事案の概要、処分の量定であり、個人に関する記述であって特定の個人を識別できるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

審査請求人は、⑥～⑦の文書については、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがなぜ生じるか不明であり、不適切な理由の提示であると主張しているが、不開示部分は、懲戒審査委員会議事録、NICT（注：機構の略称）の処分例、職員名、事案の概要、処分の量定、訴訟に関する部分である。懲戒審査委員会議事録の不開示部分は、懲戒処分の決定に関する情報であり、人事管理に関し公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。NICT処分例の不開示部分は、懲戒処分の対象となった事案の概要、処分の量定についての情報であり、人事管理に影響を及ぼすおそれがあるほか個人の権利を害するおそれがある。職員名、事案の概要、処分の量定については、個人に関する記述であって特定の個人を識別できるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。訴訟に関する書類については、情報公開の対象外である。

以上により法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示するとした原処分は妥当であることから、審査請求人の主張は認められない。

さらに、本件は以下に述べるとおり違法な教示ではないことから、この点に関する審査請求人の主張も認められない。すなわち、行政事件訴訟法

(昭和37年5月16日法律第139号。以下「行訴法」という。)46条1項は、行政庁が取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合において、書面をもって教示すべき事項を規定しているが、これらの事項に取消訴訟の管轄裁判所は含まれていない。したがって、そもそも取消訴訟に関する管轄裁判所を教示するか否か、教示するとして行訴法上認められた管轄裁判所のうちいずれを教示するかについては、各行政庁の裁量に委ねられる事項であり、機構が教示した管轄裁判所以外の管轄裁判所が存在することをもって、当該教示を違法と評価することはできない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月26日 審議
- ④ 同年7月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定日に特定事件で機構職員が逮捕された件についての文書」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書9（本件対象文書。以下、順に「文書1」ないし「文書9」という。）を特定し、そのうち文書8及び文書9については全部開示し、その余の文書についてはその一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、非開示部分の表記を欠いており、理由の提示義務を果たしていないなどとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としている。

##### 2 理由の提示について

- (1) 開示請求に係る法人文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該法人文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ、開示請求者に、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

- (2) そこで、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、当

審査会において、諮問書に添付された原処分に係る法人文書開示決定通知書を確認したところ、原処分において不開示とされた部分とその理由については、同通知書別紙の、「タイトル」欄、「開示」欄（開示が文書の全てか一部かの区別を示す。）、「不開示の理由」欄及び「根拠とする法律の該当箇所」欄から成る表形式の「開示請求対象法人文書一覧」と題する書面中に、文書ごとに記載されていることが認められる。

(3) しかしながら、本件対象文書のうち一部を不開示とした文書1ないし文書7について、上記「開示請求対象法人文書一覧」の具体的な記載内容を確認し、上記(1)を踏まえ検討すると、以下のとおり認められる。

ア 文書1については、「根拠とする法律の該当箇所」欄に「『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』の第5条四号」と、「不開示の理由」欄に「職員の事務に係るものであり、公にすることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と記載されているだけであるところ、これは、不開示理由として法5条4号（柱書き）の規定をほぼそのまま引用したに等しい内容が書かれているにすぎず、当該不開示事由に該当すると判断した理由を具体的に示しているとはいえない。

イ 文書2ないし文書5については、いずれも、「根拠とする法律の該当箇所」欄に「『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』の第5条一号」と、「不開示の理由」欄に「個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人が識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」と記載されているだけであるところ、これは、不開示理由として法5条1号（本文）の規定をほぼそのまま引用したに等しい内容が書かれているにすぎず、当該不開示事由に該当すると判断した理由を具体的に示しているとはいえない。

ウ 文書6及び文書7については、いずれも、「根拠とする法律の該当箇所」欄に「『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』の第5条一号」及び「『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』の第5条四号へ」と、「不開示の理由」欄に「個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人が識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」及び「人事管理に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため」と記載されているだけであるところ、これは、不開示理由として法5条1号（本文）及び4号への各規定をほぼそのまま引用したに等しい内容が書かれているにすぎないばかりか、どの不開示部分が上記の不開示理由のいずれに該当するのかも不明であり、当該不開示事由に該当すると判断した理由を具体的に

示しているとはいえない。

(4) 以上を踏まえると、確かに、原処分においては、不開示の理由として、法5条1号、4号及び同号へは示されているものの、本件対象文書のどの部分が、どのような根拠により、これら不開示事由のいずれに該当するのかが開示請求者において了知し得るものになっているとはいえないから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び同号へに該当するとして不開示とした決定については、その理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙（本件対象文書）

- 文書 1 職員に対する懲戒処分について（起案文書鑑）
- 文書 2 別紙 1 事案と処分（案）
- 文書 3 別紙 2 懲戒処分書（案）
- 文書 4 参考 1 弁明辞退書
- 文書 5 参考 2 弁明通知書
- 文書 6 参考 3 懲戒審査委員会資料
- 文書 7 参考 4 所属長からの報告書及び顛末書
- 文書 8 参考 5 懲戒規程
- 文書 9 参考 6 有期雇用職員就業規則（抜粋）